



【健康管理手帳制度】

事し、一定の要件に該当する労働者が定年その他の理由で会社を離職した後の健康管理について、我が国が健康診断の措置を行う等の健康管理手帳制度があると聞きましたが、どのようなものでしょうか。

答　健康管理手帳制度は、離職後の労働者について、その従事した業務に起因して発生する疾病で、がん及びじん肺のように発病までの潜伏期間が長く、

また、重度の健康障害を引き起こすものの早期発見のために健康管理手帳制度を設け、そうした疾患に係る業務に従事して離職した一定の労働者に 対し、国の費用で健康診断を行い、健康管理の万全を期する制度です。

(労働安全衛生法第67条)

経験を有していること等
が定められています。
(労働安全衛生規則第53条)
手帳の交付手続きは、
該当する者の申請に基づ
いて、都道府県労働局で
行っています。愛知労働
局の場合は、「労働基準
部・健康課」です。
申請概要は、愛知労働
局のホームページをご覧
ください。

労働者に対する特殊健康診断の実施

問 有害業務を離れれば有害業務に係る特殊健康診断は原則実施しなくていいわけですが、一定の有害業務に従事していた場合、有害業務から離れても特殊健康診断を実施する必要があると聞きました。どのような場合でしようか。

いる労働者（配置転換後労働者）に対し引き続き、過去に従事していた有害業務に係る特別な項目について事業者が健康診断を実施することにより、健康障害の早期発見、適切な事後措置などの健康管理を行っています。

（労働安全衛生法第66条 第2項後段）

対象有害業務は、石綿、ベンジン等の製造禁止対象物質またはベリリウ

健康管理手帳制度と特殊健康診断

池戸宏光

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係
安全衛生課
（方面）
勞災課
〈052〉 961-8654
〈052〉 961-8655

『一定の有害業務に従事した後、配置転換した

の理由で会社を離職した後の健康管理について、國が健康診断の措置を行う等の健康管理手帳制度があると聞きましたが、どのようなものでしょうか。

答 健康管理手帳制度は、離職後の労働者について、その従事した業務に起因して発生する疾病で、がん及びじん肺のように発病までの潜伏期間が長く、

手帳の交付要件として、粉じん作業の場合、じん肺管理区分が管理2又は管理3（イ又はロ）であること。石綿の場合、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は胸膜肥厚があること、取り扱う作業に10年以上従事した

クロム酸及び重クロム酸を製造又は取り扱う業務等が定められています。

（施行令第23条）

令・制度・手続き▽安全衛生関係▽健康管理手帳手帳の交付状況は、令和元年度末の愛知労働局の場合4145件で、その内訳は、石綿作業関係

及び粉じん作業関係のふたつで大半を占めています。

答 健康管理手帳制度は、離職後の労働者について、その従事した業務に起因して発生する疾病で、がん及びじん肺のように発病までの潜伏期間が長く、

管理3（イ又はロ）であること。石綿の場合、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は胸膜肥厚があること、取り扱う作業に10年以上従事した